

(参考様式4)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
事業活用活性化計画目標評価報告書

平成28年8月23日作成

活性化計画名	湯本地区活性化計画			
計画主体名	計画主体コード	計画番号	計画期間	実施期間
福島県 天栄村	73440	2	平成23年度～ 平成27年度	平成23年度～ 平成27年度
活性化計画の区域				
湯本地区活性化計画の区域面積は2,531haで、うち農林地面積2,509haで99.13%を占めている。区域内の総世帯数は302戸中、農家戸数は112戸で37.09%を占め、43.64%が農業従事者である。				

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値A	実績値B	達成率(%) B/A	備考
交流人口の増加	10%	△51.1%	△511.0%	

(コメント)

事業活用活性化計画目標の達成率は、△511.0%である。  
目標を達成できなかった要因は、平成23年3月11日発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第1原発事故による風評被害により、観光客の入れ込みが大幅に減少したためである。  
茅葺き古民家を改修・整備が完了した平成25年度以降、様々なイベントや交流会を開催し、観光客数の入れ込み数が徐々に回復傾向にあるが、計画策定時における目標値に対して、△511.0%の達成状況であるため、改善計画を策定する。

(記入例) 交流人口の増加の場合

目標値A = (目標値/現状値) × 100 - 100、実績値B = (実績値/現状値) × 100 - 100

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体
廃校・廃屋等改修交流施設	木造平屋建茅葺き屋根古民家改修1棟 床面積120.11㎡		天栄村
管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日
天栄村	平成23年度	平成24年度	平成25年6月15日
事業の効果			
茅葺き屋根古民家を改修・整備を行ったことにより、湯本地域の森と農地の恵みによる自然と共生した暮らしぶりを体験できる拠点として、都市と農村の交流が実施され、また、自立持続可能な地域づくり活動が行われるなど湯本地域の活性化と「結い」の仕組みによる地域コミュニティの再生が図られている。			

事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体
農山漁村活性化施設整備付帯事業	木造平屋建茅葺き屋根古民家を活かした都市住民との交流活動（農業体験、エコツーリズム、イベント開催等）を行った。		特定非営利活動法人湯田組
管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日
	平成25年度	平成27年度	
事業の効果			
湯本地域において、茅葺き屋根古民家を都市住民との交流活動の拠点として活用することにより、都市部との交流人口を増加させ、地域の活性化が図られた。			

### 3 総合評価

<p>(コメント)</p> <p>①茅葺き屋根の古民家改修事業にあたっては、地元住民の「結い」により茅場を再生し、屋根葺き替え材料の一部を地元調達により賄う予定であったが、東日本大震災に伴う東京電力福島第1原発事故の影響により、茅場にも放射性物質により汚染したために、利用を断念せざる終えなかった。</p> <p>②地元住民の「結い」により、屋根葺き替え材料の一部を地元調達により賄うことができなかったものの、古民家改修計画の策定にあたっては、地元住民を中心に構成されたEIMY湯本地域協議会が、地元住民を巻き込んだワークショップを開催し、ワークショップの内容を踏まえた改修計画が策定された。</p> <p>③古民家再生交流施設の整備に合わせ、湯本の地域活性化、多様な資源の地産地消、営みの再生による持続可能な地域社会と地域コミュニティの強化を図ることを目的とした特定非営利活動法人湯田組が平成25年10月に設立された。</p> <p>④特定非営利活動法人湯田組を中心として、古民家再生交流施設を活動拠点とし、平成25年度から各種交流事業を実施し、都市部との交流促進と湯本地域活性化に寄与している。</p> <p>⑤東日本大震災に伴う東京電力福島第1原発事故の影響による放射能汚染という風評被害により、計画区域内の入れ込み客数は落ち込み、計画目標の達成には、ほど遠い入れ込み客数ではある。しかしながら、平成26年度以降、徐々に回復傾向が見られるため、今後も継続して地域資源や農村環境を活かした事業を実施していくことが入れ込み客数を呼び込み、湯本地域の活性化を促進するものと思われる。</p>
---

### 4 第三者の意見

<p>(コメント)</p> <p>湯本地域の古民家を再生を契機に、湯本地域内に存在する森林、農地、伝統文化などの地域資源が新たに見直されるとともに、湯本地区に住んでいる住民を中心とした特定非営利活動法人湯田組が設立されるなど、取り組み対する地域住民の意欲も高まっている様子がうかがえる。</p> <p>また、再生後の古民家を活動拠点として実施される各種交流事業の実施により、湯本集落の住民総出で助け合い、協力し合う相互扶助の精神でもある「結い」の復活の一助になっていると思われる。</p> <p>また、都市部住民との交流を図るための交流事業も、多種多様であり、工夫されている。</p> <p>事業実施の最中、不運にも東日本大震災に伴う原発事故の風評被害に見舞われ、計画目標である交流人口の増加の達成が出来なかったものの、今後、本地域にある豊かな地域資源を有効に活用し、継続的に事業を取り組んでいくことにより、都市住民との交流と湯本地域の活性化が図られることが期待される。</p> <p style="text-align: right;">天栄村地方創生総合戦略有識者会議 委員 松崎 淳一</p>
---

【 記入要領 】

- (1) 計画主体コード、計画番号は年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
  - (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は実施要綱第8の2の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
  - (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は事業メニュー毎に作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果）を幅広く記入すること。
  - (4) 第三者とは「当事者以外の者」「その事柄に直接関係していない人」であり、計画主体、事業実施主体、管理主体のいずれの組織にも属さない者で事業地区を熟知している者。公務員は対象外とし、事業評価委員会等の組織を有する場合は積極的に活用すること。
- ※ 達成率等算出根拠（参考様式4添付資料）を必ず添付すること。